

市が行う行政指導に対する 手続を充実

行政手続法の改正に伴い、市が行う処分などの手続に関する事項を定めた桐生市行政手続条例を一部改正し、4月1日から市民の皆さんの権利利益の保護に関する手続を次のとおり充実します。

◆手続の変更・新設内容

(1)「行政指導の方式」を変更します
市が行政指導をする際に、許認可の権限や許認可に基づく処分をする権限を持つていることを相手方に示す場合、その権限を行使できる根拠をその相手方に示さなければなら

ないこととなります。

(2)「行政指導の中止などの求め」ができるようになります

法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、その行政指導が法令に規定する要件に適合しないと考えるときは、市に対し、その行政指導の中止や必要な措置をとることを求めることができるようになります。

また、申し出を受けた場合、市は必要な調査を行い、その行政指導が法令の要件に適合しないと認めるときは、その行政指導の中止や必要な措置

をとらなければならないこととなります。

(3)「処分などの求め」ができるようになります

法令に違反する事実がある場合、その是正のためにされるべき処分や行政指導がされていないと思うときは、その処分や行政指導をする権限を持つ市に対し、その旨を申し出て、その処分や行政指導をすることを求めることが市民のどなたでもできるようになります。

申し出を受けた市は、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは、その処分や行政指導をしなければならなりません。

福祉助成制度

次の助成制度について、対象など詳しいことは、各担当課にお問い合わせください。

- 重度障害者の移動を支援
- 福祉タクシー券初乗り料金補助
- 人工透析などの通院時の交通費を補助
問い合わせは、福祉課障害福祉係（市役所1階、☎内線259・266・398）へ。
- ひとり暮らし高齢者に無料入浴券を交付
- 鍼灸・マッサージサービス利用券を交付
- 介護用車両の購入費を補助
（購入前に申請が必要、最高10万円までの補助）
- 高齢者の住宅改造・補修費を補助
（着工前に申請が必要、最高20万円までの補助）
- 緊急通報装置の貸し出し（要支援1以上）
- 高齢者世帯などに昼食配達と安否確認
- 寝たきりの高齢者に「調髪サービス券」、
「紙おむつサービス券」を交付
- 徘徊高齢者探索システムの費用を補助
問い合わせは、長寿支援課長寿支援係（市役所1階、☎内線556・557・587・588）へ。
- 福祉車両の貸し出し
問い合わせは、社会福祉協議会（総合福祉センター内、☎46 - 4165）へ。

電動アシスト自転車などの 購入費を補助

自動車などから自転車へ移動手段の転換を促し、温室効果ガスの排出量の低減を図るため、電動アシスト自転車を購入した人に対し、購入費用の一部を補助します。対象は、市内に居住し、運転免許を有する人で、4月1日以降に市内の販売店で購入した人です。また、子育て支援として、電動アシスト自転車と同時に購入した自転車用チャイルド

シートも補助の対象とします。補助金額は電動アシスト自転車を購入金額の4分の1（上限1万5000円）、自転車用チャイルドシートが購入金額の2分の1（上限5000円）です。補助には、条件などがありますので、希望する人は、環境課放射線対策・環境係（☎内線313）へお問い合わせください。

住環境改善助成事業

住宅のリフォーム費を補助します

住宅本体の機能・住環境向上のためのリフォームで20万円以上の工事に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む）の一部を補助します。対象は市民が所有し、居住する住宅を、市内の施工業者を利用して改修、修繕を行う人で、市税を滞納していない人※過去にこの補助金を受けた人は対象外です。

補助金額は子育て世帯（平成9年4月2日以降に生まれた子供を扶養し、同居している世帯）は経費の20パーセント、それ以外の世帯は経費の10パーセント。ただし、どちらも上限は10万円です。募集件数200件（先着順）申請は4月20日（月）から10月30日（金）までの間（土、日、祝日を除く）で、着工前に申請用紙に必要事項を記入して市役所4階の建築住宅課へ申請してください。また、平成28年2月29日（月）までに完了報告書を提出してください。申請用紙は、建築住宅課、新里支所、黒保根支所のほか、市ホームページにもあります。問い合わせは、建築住宅課住宅係（☎内線633）へ。

西桐生駅前公衆トイレを建て替え

西桐生駅前公衆トイレの老朽化に伴い、外観を西桐生駅舎(国の登録有形文化財)に合わせたものに建て替えました。多目的トイレを新たに設置し、車椅子利用者だけでなく、乳・幼児から、高齢者まで御利用いただけます。

また、「女性目線から見た

公衆トイレに係る意見交換会」で、要望がありました。また、見や化粧カウンター、また、各トイレブースには、フックや便座消毒液なども設置し、女性利用者のニーズに対応しています。

問い合わせは、清掃センター庶務係(☎741010)へ。

国民年金からのお知らせ

●学生納付特例制度の御利用を

学生納付特例制度とは、在学期間中の国民年金保険料を社会人になってから納めることができる制度です。

手続きは、市民課又は新里・黒保根支所市民生活課でできます。手続きには、年金手帳、学生証又は在学証明書が必要です。代理人の場合は、運転免許証など本人確認書類と印が必要になります。

なお、1月までに平成26年度の申請を済ませた人は、日本年金機構から送付されるはがき形式の申請書を郵送するだけで平成27年度の手続きができます。

●就職・退職時には手続きを国民年金に加入している人

が就職して厚生年金や共済組合に加入したときは、国民年金の脱退手続きを、また、厚生年金や共済組合に加入している人が60歳未満で退職したときには、国民年金加入の手続きをしてください。厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養から外れたときも手続きが必要です。

手続きは、市民課、新里・黒保根支所市民生活課、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館でできます。

脱退手続きには事業所発行の被保険者証と年金手帳、加入手続きには事業所発行の社会保険離脱証明書と年金手帳が必要です。

問い合わせは、市民課年金係(☎内線273)へ。

狂犬病予防注射集合注射



狂犬病予防注射を右表の日程で実施します。

対象は生後91日以上の子犬で、料金は3,400円です。生後91日以上の子犬で未登録の場合は、別に登録手数料3,000円が必要です。予防注射は、動物病院でもできますが、料金は事前に御確認ください。

問い合わせは、市民生活課男女共同参画推進・生活係(☎内線317)へ。

飼い主はルールを守って

犬の飼い主は、次のルールを必ず守りましょう。

- エサや水をきちんと与える
- 汚物などをきちんと処理する
- 鳴き声などで人に迷惑を掛けない
- 常に綱などでつないでおく
- 逃げたときは責任をもって探す
- 終生、愛情をもって飼う

| 期日 | 時間 | 場所 | 期日 | 時間 | 場所 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|
| 4月7日(火) | 9:30 ~ 9:50 | 梅田ふるさとセンター | 5月30日(土) | 13:00 ~ 14:00 | 菱公民館 |
| | 10:20 ~ 10:50 | 梅田清流広場 | | 14:20 ~ 15:20 | 桜木公民館 |
| | 11:15 ~ 11:45 | 梅田公民館 | 4月14日(火) | 9:50 ~ 10:10 | 芝集落センター |
| 13:30 ~ 14:00 | 梅田町一丁目集会所 | 10:30 ~ 10:50 | | 後閑集会所 | |
| 10:00 ~ 10:20 | 菱町一丁目集会所 | 11:10 ~ 11:40 | | 町組構造改善センター | |
| 10:35 ~ 11:15 | 菱公民館 | 13:20 ~ 13:40 | | 元町集落センター | |
| 4月8日(水) | 11:30 ~ 11:50 | 菱町四丁目集会所 | 14:10 ~ 14:30 | 下武井集会所 | |
| | 13:30 ~ 14:10 | 北公民館 | 4月15日(水) | 10:00 ~ 10:20 | 赤城集会所 |
| | 10:00 ~ 10:50 | 浜の京東集会所 | | 10:40 ~ 11:10 | 板橋住民センター |
| 11:15 ~ 12:00 | 三ツ堀会館 | 11:30 ~ 11:50 | | 関住民センター | |
| 13:30 ~ 14:10 | 諏訪神社(境野町) | 13:10 ~ 13:40 | | 大久保集落センター | |
| 4月9日(木) | 14:30 ~ 15:00 | 南公民館 | 14:00 ~ 14:30 | 上鶴ヶ谷住民センター | |
| | 13:00 ~ 13:50 | 市民プール駐車場 | 4月16日(木) | 10:00 ~ 10:30 | 野集会所 |
| | 14:10 ~ 14:30 | 相生町三丁目集会所 | | 10:50 ~ 11:20 | 新宮集会所 |
| 14:45 ~ 15:10 | 相生公民館 | 11:40 ~ 12:00 | | 十三塚集会所 | |
| 4月10日(金) | 10:30 ~ 12:00 | 相生公民館 | | 13:10 ~ 13:30 | 東部集会所 |
| | 10:00 ~ 10:15 | 勇進会館 | 13:50 ~ 14:30 | 八幡住民センター | |
| | 10:30 ~ 11:00 | 八幡宮(川内町) | 9:45 ~ 10:20 | 新里支所駐車場 | |
| | 11:20 ~ 12:00 | 川内公民館 | 10:40 ~ 11:00 | 久保井集会所 | |
| 4月21日(火) | 13:30 ~ 14:00 | 川内町三丁目集会所 | 4月17日(金) | 11:20 ~ 11:50 | 熊野集会所 |
| | 14:15 ~ 14:45 | たかのす集会所 | | 13:10 ~ 13:30 | 農村女性の家(宿) |
| | 9:30 ~ 10:00 | 桐生保健福祉会館 | | 13:50 ~ 14:05 | 消防第三分団詰所 |
| | 10:20 ~ 10:40 | 白髭神社境内(堤町) | 14:25 ~ 14:50 | 天神集落センター | |
| 4月22日(水) | 11:00 ~ 11:20 | 堤町集会所 | 5月26日(火) | 13:00 ~ 13:30 | 黒保根町保健センター |
| | 11:40 ~ 11:55 | 宮本会館 | | 13:40 ~ 13:55 | 八木原集会所 |
| | 13:30 ~ 13:50 | 元宿・巴集会所 | | 14:05 ~ 14:30 | 黒保根支所 |
| | 14:10 ~ 14:50 | 東公民館 | | 14:45 ~ 15:00 | 清水集会所 |
| 4月23日(木) | 9:30 ~ 9:50 | 一本木会館 | 15:15 ~ 15:30 | 忠霊塔(下田沢) | |
| | 10:20 ~ 10:55 | 老人憩の家 | 5月27日(水) | 13:15 ~ 13:35 | 前田原集会所 |
| | 11:15 ~ 12:00 | 広沢公民館 | | 13:45 ~ 13:55 | 出会原集会所 |
| | 13:30 ~ 13:50 | 広沢町三丁目集会所 | | 14:05 ~ 14:20 | 川口集会所 |
| 14:10 ~ 15:10 | 桜木公民館 | 14:30 ~ 14:55 | | 宿廻集会所 | |
| 4月24日(金) | 9:40 ~ 10:10 | 天沼会館 | 5月28日(木) | 15:05 ~ 15:20 | 城集会所 |
| | 10:30 ~ 11:10 | 相生公民館 | | 13:15 ~ 13:25 | 古谷集会所 |
| | 11:30 ~ 11:50 | 相生町二丁目集会所 | | 13:35 ~ 13:50 | 田沢中集会所 |
| | 13:30 ~ 14:00 | 足仲団地集会所 | | 14:00 ~ 14:15 | 上田沢集会所 |
| 14:20 ~ 14:50 | 相生町一丁目集会所 | 14:30 ~ 14:50 | 涌丸集会所 | | |
| | | | 15:05 ~ 15:30 | 柏山集会所 | |



桐生の企業、 応援します！

新規取引先の 開拓を 支援します

中小企業の新たな取引先の開拓を支援するための補助を行います。補助を受けられるのは、市内に主要な事業所を置く、中小・小規模製造業者で、市税の滞納が無い企業です。

▼展示会など出展補助
対象は県外展示会。ただし、

企業PRをお手伝い

桐生市製造業ガイドに掲載しませんか

市内で製造業を営む企業とその関連業種の情報を発信するため、市ホームページ内で桐生市製造業ガイドを運営しています。

掲載のメリット

- 企業別のページを作成し、業種や加工分野などで検索可能
- 自社のホームページへのリンクも可能
- 掲載企業をまとめて冊子化し、大規模展示会などで配布

申し込み＝所定の申請用紙に必要事項を記入の上、市役所3階の産業政策課産業政策係(☎内線584)に提出してください。申請用紙は産業政策課又は市ホームページに有ります。



ホームページイメージ

一般公開でないもの、販売を主目的とするもの、国や県などから出展補助を受けている場合は対象外です。

補助額＝出展小間料の2分の1で上限額15万円(海外展示会は上限額20万円)

▼国際認証など取得補助
対象はISO9001、ISO14001、エコアクション21。ただし、国や県などから取得補助を受けている場合や平成27年度内に認証を取得できない場合は対象外です。

補助額＝審査登録費用の3分の1で上限額30万円

申し込み＝申請用紙に必要事項を記入の上、対象となる展示会や認証の申し込みの写しと概要資料を添えて、市役所3階の産業政策課に提出してください。申請用紙は産業政策課と市ホームページに有ります。受付は先着順とし、予算額に達し次第終了します。問い合わせは、産業政策課産業政策係(☎内線584)へ。

中小企業や勤労者のための 制度融資を御利用ください

産業振興施策の一環として中小企業や勤労者向けに、小口資金や経営安定資金、設備資金、季節資金、中心市街地空き店舗活用支援資金、勤労者生活資金など、様々な制度融資を行っています。



申し込み＝取扱金融機関への申し込みとなります。詳しいことは、産業政策課にある「制度融資のご案内」を御覧ください。

問い合わせは、産業政策課商業・金融係(☎内線583)へ。

要件緩和でより利用しやすく

制度融資の中心市街地空き店舗活用支援資金では、融資利率引き下げなど、右の表のとおり要件を緩和します。この緩和は、4月1日以降の申し込みから適用されます。

要件緩和の内容

| | 改正前 | 改正後 |
|------|------|------|
| 融資利率 | 1.5% | 1.0% |
| 融資期間 | 6年 | 8年 |
| 自己資金 | 2割 | 1割 |

海外販路の 開拓を支援 します



今年、次の2つの事業に市が出展します。

■台北テキスタイルフェア
(Taipei Textile Fair)
(TITAS2015)

台北市で開催される、繊維

産業の繊維原料・糸・生地・副資材及び関連サービスを出品対象とした国際見本市です。

■ジェトロ・アジアキャラバン事業

中国の複数都市などで開催される、日用品・生活雑貨を出品対象とした商談会です。各事業の詳細や、参加企業の募集は、今後、市ホームページなどでお知らせします。

問い合わせは、産業政策課産業政策係(☎内線582)へ。